

仕 様 書

1 名称

愛媛県立北宇和高等学校屋外便所整備事業

2 目的

老朽化している屋外便所を改築整備する。

3 概要

予定地	愛媛県立北宇和高等学校 敷地内 (北宇和郡鬼北町大字近永942)
業務内容	・屋外便所の整備に係る設計業務 ・既存施設の解体工事 ・屋外便所の新築工事
建物概要	鉄骨造 平屋 35㎡程度 (予定) ・男子トイレ ・女子トイレ ※詳細は別紙全体配置図及び平面構想図を参照
履行期間	契約締結日から令和8年3月13日まで

4 一般事項

- (1) 業務内容は、本仕様書並びに別紙全体配置図及び平面構想図の定めるところによる。
- (2) 既存施設の解体にあたり、事前に現地調査を行い、施工に必要な解体業務内訳書等を作成し、発注者の承諾を受けること。
- (3) 屋外便所の新築にあたり、事前に現地調査を行い、施工に必要な意匠図、構造図、設備図等の設計図及び各種計算書並びに工程表等を作成し、発注者の承諾を受けること。
- (4) 都市計画法、建築基準法、消防法等関係法令及び条例に適合する建物とし、建築基準法に基づく建築確認申請のほか必要な諸手続きは、関係機関の指導に従い、受託者の負担で遅滞なく行うこと。
- (5) 工事車両の出入りの際は、安全に細心の注意を払うとともに、工事ヤード及び工事作業についても、教育活動への影響を最小限とするよう配慮すること。
- (6) 受託者は、発注者と協議の上、工事着手前に什器、設備機器、備品等のリストを発注者に提出し、承諾を受けること。
- (7) 工事に必要な光熱水費は、受注者の負担とする。
- (8) 工事に際しては関係法令を遵守し、安全対策及び近隣対応には細心の注意を払うこと、また、既存工作物等を破壊した場合は、発注者に報告の上、速やかに現状復旧すること。
- (9) 建設発生土は場外処分とし、その他の発生材についても、廃棄物の処理及び清掃に関

する法律に基づき適正に処理すること。

- (10) 工事完了後、引き渡しに先立ち工事関係書類等を発注者へ提出し、完了検査を受けること。
- (11) 完了検査後、施設及び設備機器の使用等について使用者へ説明を行い、物件を引き渡すこと。
- (12) 業務が計画期間内に完了しないときは、学校の承諾を得て期間を延長するものとする。
- (13) 受注者は、本契約の履行にあたり、発注者の指示に従うとともに、本仕様書に定めのない事項、又は内容に疑義のある場合は、発注者と十分な協議の上、決定すること。

5 建物仕様

- (1) 屋外便所としての用途に見合った仕様とたすこと。
 - ・平面構想図を参考に、一般的な屋外便所（新居浜東高校、宇和島南中等教育学校を参考）の機能を満たすこと。
- (2) 事前に地質調査を行い、調査結果をもとに構造計画を作成すること。なお、基礎は鉄筋コンクリート布基礎（N=24）以上とし、調査の結果、地盤改良等が必要な場合は別途協議する。
- (3) 建物への進入経路を舗装すること。
- (4) 学校内のキュービクルからの電力の引き込み及び建物内配線を行うこと。
※調査の結果、電気容量が不足する場合は別途協議。
- (5) 弱電設備は不要とする。
- (6) 空調設備は不要とする。